

南城市移動脱水車購入業務業者選定に係る提案評価審査基準

1 審査方法

審査は、南城市移動脱水車購入業務プロポーザル実施要領に示された参加資格の要件を満たしているすべての企画提案者に対し、審査項目ごとに採点を行い、順位を決定する。

評価にあたっては、南城市移動脱水車購入業務プロポーザル実施要領及び移動脱水車要求水準書にて提示した条件等に対し、有益な提案がなされているかを検証し、評価する。

2 審査項目

選定委員は、以下に示す審査項目について、別紙「審査採点表」にて審査を行う。

(1) 採点基準 原則として、優良・良・標準・概ね可・不可の5段階で採点する。

(2) 採点項目の配点等

詳細採点項目ごとの採点合計に基準得点(10~40点の範囲内で、採点項目ごとに異なる)を加算し、合計得点とする。基準以上の審査結果については加点とするが、基準以下の審査結果については減点とし、最低点未満の項目がある場合失格とする。

上記の合計得点から評価対象提案書最高得点を除した点数に基準評価点を乗じた点数を各採点項目の評価点とする。各採点項目の評価点合計を提案者の合計得点とする。

※なお、各項目の基準配点は以下の配点基準表のとおり(270点満点)。

(配点基準表)

No.	審査項目	基準 得点	最低点	基準 評価点
1	企業経営方針及び関係業者との連携並びに本事業への理解度について	10	5	10
2	移動脱水車全体の構成・構造についての技術的提案	30	10	30
3	処理装置本体の処理能力についての技術的提案	30	10	30
4	関連機器についての技術的提案	20	10	20
5	騒音についての技術的提案	10	5	10
6	保守点検についての技術的提案	40	10	20
7	修理、修繕についての技術的提案	20	10	50
8	日常点検についての技術的提案	20	10	20
9	積載車両のみ更新時の技術的提案	20	5	10
10	凝集剤についての技術的提案	20	0	20
11	価格提案書	-	0	50
	合計得点	-	-	270

(3) 審査及び評価の着眼点

提案内容は、主に耐用年数の期間内（15年間）に係る総コスト及び操作性並びに保守点検等の容易さについて評価する。

詳細の審査ポイントは、次のとおりとする。

番号1 企業経営方針及び関係業者との連携並びに本事業への理解度について

ア 企業理念

イ コンプライアンス（法令遵守）の基本方針及びその取り組み

ウ 移動脱水車製造に必要な主要機器（脱水機本体）を製造する業者等との連携態様

エ 移動脱水車作成にあたり、汚泥の性状、処理場の状況への理解

※各処理場の場所、規模、処理方法については、以下の表を参考とすること。

（本プロポーザルに係る農業集落排水施設の概要）

施設の名称	終末処理場の位置	事業計画 区域面積	計画処理 対象人口	処理方式	備考
農排知念西部地区 汚水処理場	南城市知念 字山里 363 番地 3	215ha	1,570 人	回分式活性汚泥方式 (JARUS-XI 型)	
農排知念西部第2地区 汚水処理場	南城市知念 字知念 443 番地 1	45.7ha	1,860 人	回分式活性汚泥方式 (JARUS-XI 型)	
農排玉城第五地区 汚水処理場	南城市玉城 字愛地 783 番地				車両基地点

番号2 移動脱水車全般の構成・構造についての技術的提案

ア 全体の構成・構造についての技術的提案

イ 運転時の安全性確保についての技術的提案

ウ 作業安全性の確保についての技術的提案

エ 耐久性についての技術的提案

オ 傾斜のある場所での性能確保についての技術的提案

カ 環境性能に関する技術的提案

キ 装備品についての提案

ク 性能保証及びアフターフォロー（問い合わせ・相談等）体制についての技術的提案

番号3 処理装置本体の処理能力についての技術的提案

ア 脱水後の脱水汚泥の含水率は要求水準書の仕様を満たしているか

イ 汚泥処理能力は要求水準書の仕様を満たしているか

ウ 固形物回収率は要求水準書の仕様を満たしているか

エ メンテナンス性についての技術的提案

オ 洗浄水の種類及び使用料についての技術的提案

番号4 関連機器についての技術的提案

- ア 車載する機器類の名称及び数量
- イ 使用機材及び機器の汎用性及び互換性
- ウ 使用機器の耐久性及びメンテナンス性
- エ 制御盤の構造についての技術的提案
- オ 制御盤の操作性についての技術的提案

番号5 騒音についての技術的提案

- ア 騒音は、要求水準書の基準を満たしているか

番号6 保守点検についての技術的提案

- ア 積載車両本体の保証及びサービスについての提案
- イ 脱水機本体の保守点検体制の提案
- ウ 保守点検の頻度及びコストについての技術的提案
- エ 保守点検の内容についての技術的提案

番号7 修理、修繕についての技術的提案

- ア 定期交換部品の交換頻度及び交換にかかるコストについての技術的提案
- イ 脱水機本体の主要部品の取替にかかるコストと不稼働日数
- ウ 故障発生時の対応体制についての提案
- エ 制御盤の修繕についての技術的提案
- オ プログラムの入力が必要な部品が使われている場合は、その部品の取替（プログラムの移行を含む）に要する費用

番号8 日常点検についての技術的提案（車両の日常点検を除く）

- ア 日常点検についての技術的提案
- イ 日常手入れが必要な項目についての技術的提案

番号9 積載車両のみ更新時の技術的提案

- ア 積載車両のみを更新する場合の積替えについての技術的提案
- イ 積載車両を更新する場合の積替えに掛かるコスト

番号10 凝集剤についての技術的提案

- ア 凝集剤の種類及び使用量についての技術的提案
- イ 凝集剤に掛かるコスト

※試料（汚泥サンプル）が必要な場合は担当者まで申し出ること。ただし、採取及び試験のために必要な費用は参加者の負担とする。

番号11 価格提案書

ア 提案上限額 98,000,000円(税抜き)

イ 提案価格には、次の費用を含めた金額で提案すること。

- ①移動脱水車の価格
- ②車両登録等に必要な経費
- ③車両登録に必要な装備に掛かる経費
- ④要求水準書「7. 車載車両の付属条件」に記載された付属品の価格
- ⑤その他納入後即運転可能な状態で納入するための費用

ウ 価格提案書の作成要領

- ①価格提案書には、消費税及び地方消費税を含んだ金額で作成すること。
- ②価格提案書には、課税、不課税、非課税の内訳がわかる明細書を添付すること。
- ③他の提出書類には、提案価格を記載しない。ただし、説明のための比較等でやむを得ず記載する必要がある場合はこの限りではない。